

# 山梨県公報

第二千五百九十六号

平成二十八年

四月十四日

木曜日

## 目次

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………三三五

土地改良区役員の退任……………三三六

公共測量の終了(三件)……………三三六

使用料の収納事務の委託(二件)……………三三七

## 公 告

### ● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年四月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

### 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市芦垣字はいた沢二二八一、二二八二、二二八三、二二八四、二二八五、二二八六、二二九一	安藤昌一、池田登作
上野原市西原字尾名手七三四一の二	原島岩吉、降矢卯之助、古家清一
上野原市野田尻字数珠ヶ沢二一〇六の一	網野裕巳、織田一男、中村幸明、利智利一
上野原市野田尻字数珠ヶ沢二一〇六の三	藤原保男

上野原市野田尻字数珠ヶ沢二一〇六の五

尾形宗太郎、小田義郎、志村昭吾、志村昭義、志村知男、志村春男、志村房夫、平賀文雄

上野原市野田尻字数珠ヶ沢二一〇六の

阿部新一郎、阿部正義、太田一子、尾形忠、佐々木好子、佐渡茂、杉本俊雄、中川春孝

上野原市桐原字湯口一三五七六(次の図に示す部分に限る。)

厚森力、大窪好一、大久保節男、水越正平

上野原市桐原字湯口一三五七六の二

長田虎之甫

### 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

### 三 変更後の指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十八年三月三日山梨県告示第六十九号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年四月十四日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市秋山字西柵ノ入二三〇八一、二三〇八二、 一三〇八五、一三〇八六、一三〇八七	上野滝次郎、上野正次、藤本 春信
上野原市秋山字西柵ノ入二三〇八五の二、一三〇八 五の三	上野滝次郎、上野正次、藤本 春信、杉本正明
上野原市柵原字井ノ入四一三五の七	長田秋雄、長田九造、長田和 市、清水芳郎、吉村タケ、和 田宗治

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十八年三月三日山梨県告示第七十号

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十八年四月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	小野 勝	笛吹市一宮町塩田四四一番地	平成二十八年三月三十一日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（農道台帳作成）

二 測量の地域 南アルプス市の一部

三 測量の期間 平成二十七年十一月三十日から平成二十八年三月二十日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により北杜市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（デジタル撮影 地図情報レベル千）

二 測量の地域 北杜市全域

三 測量の期間 平成二十七年四月八日から平成二十八年三月十五日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士河口湖町から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（モバイルマッピングシステムによるデータ計測）

- 二 測量の地域 南都留郡富士河口湖町の一部
- 三 測量の期間 平成二十七年十一月二十四日から平成二十八年三月二十日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十八年四月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 委託の相手方

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県住宅供給公社

二 委託に係る使用料

県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び敷金並びに駐車場の使用料及び保証金

三 委託の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十八年四月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 委託の相手方

東京都港区西新橋一丁目二十四番十六号平和ビル四階 赤司・野口法律事務所 弁護士 野口 隆一

二 委託に係る使用料

県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料

三 委託の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番